

## 高校生の文化活動の充実・発展をめざして

## —文化課—



連盟設立総会の会場を埋めた各校の代表者

一、はじめに  
県内の高校生の文化活動を一層充実させることを目的とする「福島県高文連」が六月十七日(水)に発足した。  
従来は、音楽、美術、演劇などが、部門ごとに発表や研修を行ってきたが、総合的な活動振興のためにも、全県的な組織の結成が求められており、この度の県高文連の発足はそれにつながる形となっている。

## 二、設立総会並びに記念式

六月十七日午後一時三十分から、島市の県文化センターの大ホールで開かれた設立総会では、経過報告の後、

## 規約案(資料1)と事業計画案(資料2)並びに予算案(資料3)が提示され、いずれも原案が承認された。

規約案(資料1)と事業計画案(資料2)並びに予算案(資料3)が提示され、いずれも原案が承認された。

(5) その他本連盟の目的達成に必要な事業派遣

## 第2章 組織

発展させる目的とする「福島県高文連」が、六月十七日(水)に発足した。

従来は、音楽、美術、演劇などが、部門ごとに発表や研修を行ってきたが、総合的な活動振興のためにも、全県的な組織の結成が求められており、この度の県高文連の発足はそれにつながる形となっている。

## 資料1 福島県高等学校文化連盟規約

## 第1章 総則

第1条 本連盟は、福島県高等学校文化連盟と称する。(略称 福島県高文連)

第2条 本連盟の事務局は、会長の所

属する学校に置く。ただし、必要があれば、他に置くことができる。

第3条 本連盟は、学校教育の本旨に則り、県内における高等学校及び高等部を置く養護教育諸学校(以下「高等学校」という)の文化活動の健全な向上発展を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 高等学校の文化活動に関する調査・研究  
(2) 高等学校の文化活動に関する研修会、講習会及び鑑賞会等の開催と助成  
(3) 高等学校総合文化祭等の開催

(4) 高等学校の文化活動に関する研修会、講習会及び鑑賞会等の開催と助成  
(5) 全国高等学校総合文化祭等への

## 第7条 本連盟に、次の役員を置く。

(1) 会長 一名  
(2) 副会長 若干名

評議員 加盟校 一名

理事長 一名

監事 二名

顧問 若干名

## 第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を統括し、本連盟を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(3) 評議員は、本連盟の事業の審議にあたる。

(4) 理事長は、理事会を統括する。

(5) 理事は、理事会を組織し、会務を処理する。